

## 2014年度 「未来の京都創造研究事業」 応募要項

### 1. 趣旨

本事業は、「大学のまち京都」が有する知の集積を活用し、未来の京都づくりに向けた政策を創造するための調査・研究を行うとともに、最先端の調査・研究に取り組む意欲ある若手研究者等の発掘・育成とネットワーク形成を京都市と大学コンソーシアム京都の共同事業として実施するものです。

以下に掲げる指定課題及び自由課題に取り組む研究者を募集します。

※本年度より以下の3点を変更します。より多くの研究者からの応募をお待ちしております。

#### 指定課題

- ・大学都市政策に特化したテーマを新たに加えます。

#### 自由課題

- ・自由課題の応募資格のうち、年齢上限を40歳未満から45歳未満に引き上げます。
- ・併せて若手研究者の発掘・育成という本事業の趣旨から、自由課題の中に**35歳未満の若手研究者（博士前期課程・後期課程の大学院生を含む。）**を優先した枠を設けます。ただし、審査結果の内容によっては採択しない場合もあります。

### 2. 応募対象

#### (1) 指定課題

京都市が調査・研究を必要とする課題で、京都市基本計画「はばたけ未来へ！ 京プラン」（2010年12月策定）に掲げられた未来像・重点戦略を実現するための政策課題を中心に設定（3テーマ）

- ① 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）の施行に伴う個人情報の保護、管理、利用及び活用のあり方に関する研究

#### （テーマに関する背景）

「番号法」の施行により、来年度（2015年度）から、いわゆるマイナンバー制度が開始される。複数の行政機関がそれぞれ保有する個人情報が特定の同一人に属する情報であるという事実の確認を行うための基盤が確立され、社会保障や税制度の効率性と透明性を高めることが可能となるとともに、地方公共団体においても一定の範囲内でマイナンバーを活用した独自の措置を講じることができるようになる。

#### （求める研究の概要）

京都市において、どのような独自の措置を講じることができなのか、そのためにはどのような条例の制定改廃が必要となるかについて研究を行っていただきたい。

#### （研究成果の活用イメージ）

本市の施策に反映させる。

#### （本テーマの内容についての問い合わせ先）

京都市職員法務研究会（代表：環境政策局まち美化推進課 藤本 TEL：075-213-4960  
行財政局法制課 青山 TEL：075-222-3077）

**② 都心部地域（四条通、河原町通、御池通及び烏丸通に囲まれた地域及び周辺地域）での事業者等の交流の場づくりに関する研究**

**（テーマに関する背景）**

都市間競争が激化している中、それに打ち勝つには市域外から広域的に集客する都心部地域（四条通・河原町通・御池通・烏丸通に囲まれた地域と周辺地域）の魅力さをさらに高める必要があり、そのために同地域で活動する事業者等の相互の連携を行い、課題を解決するための交流の場をつくっていくことを検討している。

**（求める研究の概要）**

交流の場を都心部の活性化につながる場として機能させていくためには「都心部に見られる事業者等の多彩なネットワークをつなげていく場」「事業者等が自分のネットワーク内では解決できない課題を明らかにして解決を図る場」であることが条件と考えられる。そこで都心部に存在するネットワークの現状把握、それらをつなげるハブの役割を果たす人材やテーマの洗い出し、事業者等のマッチングや交流を行う場を試験的に設けることによる参加者の心理的变化やネットワークの拡大状況の把握を通じて、都心部地域の活性化に資する継続的な交流の場づくりに向けた課題や必要な仕組み等について研究していただきたい。

**（研究成果の活用イメージ）**

都心部地域内での継続的な交流の場づくり、他地域での実施に生かす。

**（本テーマの内容についての問い合わせ先）**

京都市産業観光局商業振興課 小林 TEL：075-222-3340

**③ 外国人留学生の大学卒業後の就業に関する動向の分析と自治体、企業及び大学における支援方策に関する研究**

**（テーマに関する背景）**

京都地域における留学生数は増加傾向にあるが、卒業とともに京都を離れてしまうケースが非常に多い。一方、企業や留学生自身が京都地域をはじめとする日本国内での就業にどのような要望を持っているかについては、これまで総合的な調査・分析が行われてこなかった。

**（求める研究の概要）**

企業・留学生双方の就業に関する意識やニーズ、メリット、就業の阻害要因や背景などの現状を把握するための調査・分析を行い、卒業後の留学生が京都地域で就業し、引き続き活躍するために必要な支援方策を研究していただきたい。

**（研究成果の活用イメージ）**

- ・留学生・地元企業等に対する本市の留学生就業支援施策に反映させる。
- ・京都地域の大学における留学生キャリア教育プログラムの策定等に向けた提言として活用する。

**（本テーマの内容についての問い合わせ先）**

京都市総合企画局大学政策担当 阪本 TEL：075-222-3103

大学コンソーシアム京都 調査・広報事業部 平岡 山本 TEL：075-353-9130

## (2) 自由課題

未来の京都づくりに向けた京都市の政策に関わる課題で、指定課題以外の調査・研究  
(3テーマ程度募集します)

※ 京都市の政策については、次の URL を参考にしてください。

「はばたけ未来へ！ 京プラン（京都市基本計画）」

<http://www.city.kyoto.lg.jp/sogo/page/0000092658.html>

「はばたけ未来へ！ 京プラン」実施計画

<http://www.city.kyoto.lg.jp/sogo/page/0000106301.html>

## 3. 応募資格

### (1) 指定課題

- ・研究代表者が、公益財団法人 大学コンソーシアム京都に加盟する大学・短期大学に所属する専任教員または博士後期課程修了者であること。
- ・指定課題の内容について高い専門性を有すること。

### (2) 自由課題

- ・研究代表者が、公益財団法人 大学コンソーシアム京都に加盟する大学・短期大学に所属する専任教員等の研究者（博士前期課程・後期課程の大学院生を含む。）であること。
- ・共同研究者を含めたすべての研究者が、原則、45歳未満であること（2014年4月1日時点）

## 4. 調査・研究費の概要

### (1) 指定課題

テーマ①・②は調査・研究費各 200 万円を上限とし、テーマ③は 100 万円を上限とし、それぞれに対し 1 件選定する予定です。

※選考の結果、申請額から減額することがあります。

### (2) 自由課題

1 件あたり調査・研究費 50 万円を上限（※選考の結果、申請額から減額することがあります）とし、3 件程度選定する予定です（一般の 45 歳未満の卒 2 件と、35 歳未満の若手研究者（博士前期課程・後期課程の大学院生を含む。）を優先的に採択する卒 1 件。ただし、後者については、審査結果の内容により採択しない場合もあります）。

### (3) 調査・研究費の使途

充当可能な事業経費の経費区分は次のとおりです。なお、「パソコン、カメラ等汎用性のある機器や部品の購入」、「研究者自身や共同研究者への謝金、手当」、「飲食費」の支出は認められませんので、ご注意ください。

#### 【使途例】

旅費交通費（出張に伴う交通費、宿泊費など）、通信運搬費（電話代、郵送料、宅配便など）、諸謝金（専門知識の提供に対する謝金など）、会議費（会場利用料など）、印刷製本費（アンケート用紙の印刷、チラシ作成費など）、資料費（資料のコピー代、文献購入など）、機材購入費（調査・研究費総額の 3 分の 1 まで）、消耗品費（文房具など）、委託費（データ入力作業など）、その他（保険料など）

### (4) 調査・研究期間

原則として公益財団法人 大学コンソーシアム京都と覚書を交わした日から 2015 年 3 月 31 日までとします。

## 5. 応募手続

### (1) 申請書入手方法と記載方法

大学コンソーシアム京都のホームページよりダウンロードしてください。

なお、研究計画の内容の理解を助けるため、所定の申請書（4ページ厳守）に加えて、図や写真を用いた別添資料（任意の様式。A4サイズ2ページまで）を付けることもできます。

### (2) 応募方法

必要事項を記入した所定の申請書（Word版）と、それをpdf版に変換した申請書の合計2種類のファイルを、電子メールに添付して送付してください（捺印不要）。3日以内に受領確認メールを送りますので、返信がない場合は以下までご連絡ください。

公益財団法人 大学コンソーシアム京都 シンクタンク担当

電子メールアドレス：[mirainokyoto@consortium.or.jp](mailto:mirainokyoto@consortium.or.jp)

なお、郵送及び持参による提出は不可とします。

### (3) 応募期間（メール送信のみ）

2014年4月25日（金）～2014年5月23日（金）【必着】

## 6. 選定方法と選定結果

### (1) 指定課題

「未来の京都創造研究事業」運営委員会において申請書類を審査し、主に次の視点により選定します。

- ・指定課題に関する京都市の政策の推進に寄与するもの
- ・研究の視点、方法等に具体性、新規性、独創性が認められるもの

### (2) 自由課題

「未来の京都創造研究事業」運営委員会において申請書類を審査し、主に次の視点により選定します。なお、35歳未満（2014年4月1日時点）の若手研究者（博士前期課程・後期課程の大学院生を含む。）については、優先的に採択する枠を設けています。

- ・京都市の政策との関連があり、調査・研究の成果が今後の政策に寄与するもの
- ・研究の視点、方法等に具体性、新規性、独創性が認められるもの

### (3) 結果通知

2014年6月上旬を目途に、郵送にて通知します。

## 7. 採択者の義務

採択された者には下記の義務が課せられます。違反した場合には調査・研究費の返還を求められることがあります。

- ・採択決定後は、大学コンソーシアム京都および京都市と覚書を交わし、調査・研究の推進に努めること。
- ・事業運営委員会の意見や京都市の関係部署との協議をふまえて、必要に応じて、申請時の研究計画書を修正し、調査・研究を開始すること。
- ・調査・研究の進捗状況等について大学コンソーシアム京都（本事業のプロジェクト・マネージャー）に対して報告や連絡を密に行い、十分に連携して調査・研究を進めること。
- ・事業運営委員会からの助言・指導を受けて調査・研究を進めること。
- ・調査・研究にあたっては、NPO関係者や経済人、京都市職員の参画も予定していることから、本事業の取組等を通じて、これらの者や他の研究者との良好なネットワークを構築し、その維持・拡大に努めること。
- ・本事業事務局が主催する「成果報告会」での発表や「交流会」に参加すること。
- ・調査・研究期間終了後は、大学コンソーシアム京都が指定する期間内に所定の書式により調査・研究成果報告書と会計報告書を提出すること。

## 8. 主なスケジュール（予定）

4月25日（金）	調査・研究の募集
～5月23日（金）	
5月下旬	選考
6月	京都市担当部署との面談・研究計画書の提出・研究開始
10月または11月	中間報告会
3月中旬	成果報告会・交流会
3月末	研究成果報告書提出

## 9. 成果の取り扱い

本事業において得た調査・研究の成果は、京都市と大学コンソーシアム京都に帰属します。しかし研究代表者・共同研究者による研究論文の公表は妨げません。

## 10. その他

- ・ 1人の研究者（代表者、共同研究者とも）が申請できる研究テーマは1件のみとします。
- ・ 一度提出された申請書の差し替えはできません。また提出された申請書は返却いたしません。審査後は責任をもって廃棄いたします。
- ・ 申請内容に虚偽の記載がある場合は採択を取り消す場合があります。
- ・ 調査・研究が中止あるいは活動不能の時は、調査・研究費の一部または全額の返却を求める場合があります。

## 11. 問い合わせ先（9時～17時。ただし、日曜日・月曜日・祝日を除く）

公益財団法人 大学コンソーシアム京都 シンクタンク担当

TEL：075-708-5803、FAX：075-353-9101

担当：水田、矢野

[mirainokyo@consortium.or.jp](mailto:mirainokyo@consortium.or.jp)